

経 済 協 議 会 協 議 事 項

日時	令和4年10月21日(金)
	午前10時
場所	第二委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市中小企業振興条例に基づく新事業活動に対する助成事業の認定について
- 2 中小企業・小規模企業振興施策の実施状況について
- 3 誘致認定について
- 4 八戸市魚菜小売市場オープンについて
- 5 懲戒処分（人身事故）の報告について

八戸市中小企業振興条例に基づく新事業活動に対する助成事業の認定について

八戸市中小企業振興条例第6条に規定する「新事業活動に対する助成」について、令和4年9月12日付けで助成対象となる事業の認定を行ったことから、その概要について報告するもの。

1 助成制度概要

中小企業者が行う新たな事業活動（新商品・新役務の開発、商品の新たな生産・販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入等）について、「八戸市中小企業新事業活動審議会」による審議を受け、答申を受けた事業を認定し、その事業に要する経費の一部を助成する。

- (1) 助成額：新事業活動に要する経費のうち、市長が認める額の100分の50に相当する額以内
- (2) 助成期間：事業認定日より1年間
- (3) 上限額：県が承認した経営革新計画に基づく事業又は事業承継等を契機として実施する事業 300万円
それ以外の事業 200万円

2 認定事業の概要

市が令和4年9月12日付けで認定した事業は次のとおり。（1件）

(1)	事業者	有限会社クリーニングイルカ（代表取締役 平山秀司） 八戸市小中野二丁目9-15
	事業名	はちのへ初！衛生的で快適な生活に導くクリーニングWEB会員システム
	事業概要	市内のクリーニング店において初となるWEB会員システムを新たに導入するもの。 従来の紙ベースでの会員システム（「会員証」「預かり票」）を、スマートフォンを利用したものへの置き換えを進めながら「利用履歴」「仕上がり通知メール」「引取り店舗変更依頼」等の利便性の高いサービスの提供を開始するとともに、接触機会の低減を図り、コロナ禍以降の新しい生活様式に対応する。

中小企業・小規模企業振興施策の実施状況について

1 本報告の根拠

本報告は、八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）第13条の規定に基づき、行うものである。

（実施状況の公表）

第13条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

2 施策の実施状況（概要）

施策の基本方針	主な取組	取組数 (R4新規)
(1) 経営基盤の強化の促進を図ること	・ 知的財産権対策支援事業 ・ 地域企業支援体制強化事業	7 (0)
(2) 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること	・ 産学官共同研究開発支援事業 ・ 八戸市創業融資利子補給事業 ・ <u>新規会社設立補助事業</u>	10 (1)
(3) 販路拡大の促進を図ること	・ ポートセールス事業 ・ 海外販路拡大事業	5 (0)
(4) 人材の確保及び育成を支援すること	・ 無料職業紹介事業 ・ ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	15 (0)
(5) 事業承継の円滑化を図ること	・ 青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（事業承継） ・ はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業	3 (0)
(6) 資金の供給の円滑化を図ること	・ 中小企業特別保証制度保証料補助事業 ・ 青森県経営安定化サポート資金信用保証料補給事業 ・ <u>青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（県重点推進分野）</u> ・ <u>青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（DX）</u>	12 (2)
(7) 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること	・ Buyはちのへ運動普及啓発推進事業 ・ 新商品特定随意契約制度事業者認定事業	2 (0)
(8) 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること	・ 中小企業相談所支援事業 ・ 中小企業等協同組合に関する事務 ・ <u>中小企業・小規模企業振興基本条例推進事業</u>	5 (1)

※下線を引いた取組は、令和4年度新規事業。

3 公表について

10月25日（火）に、市ホームページ（八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例に係るページ）に掲載し、公表する予定。

（参考）八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

（1）目的

中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定める。

（2）施行日

令和4年4月1日（金）

誘致認定について

1. ^{ウイंकフルム}Vinculum株式会社について

令和4年9月21日付けで、Vinculum株式会社と事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

(1) 会社の概要

- ① 本社所在地 大阪府大阪市北区茶屋町1番27号 ABC-MART梅田ビル7階
- ② 代表者 代表取締役 阪井 雄大
- ③ 設立年月日 平成19年9月14日
- ④ 資本金 2,500万円
- ⑤ 従業員数 475名（令和4年8月末現在）
- ⑥ 事業内容 人材エージェント事業（人材派遣・人材紹介）、
コールセンター事業、BPO事業

(2) 立地計画の概要

- ① 事業所名 Vinculum株式会社 八戸事業所
- ② 所在地 八戸市十八日町7番地 ジブラルタ八戸ビル5階
- ③ 操業開始 令和4年10月
- ④ 従業員数 41名（うち地元出身者40名）
- ⑤ 事業内容 コールセンター事業、BPO事業

2. 株式会社アテナについて

令和4年9月26日付けで、株式会社アテナと事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

(1) 会社の概要

- ① 本社所在地 大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番7号
御堂筋ジュンアシダビル6階
- ② 代表者 代表取締役 北野 普也
- ③ 設立年月日 平成29年8月3日
- ④ 資本金 4,000万円
- ⑤ 従業員数 354名（令和4年8月末現在）
- ⑥ 事業内容 人材コンサルティング事業、コールセンター事業、BPO事業

(2) 立地計画の概要

- ① 事業所名 株式会社アテナ 八戸事業所
- ② 所在地 八戸市十八日町7番地 ジブラルタ八戸ビル7階
- ③ 操業開始 令和4年10月
- ④ 従業員数 41名（うち地元出身者40名）
- ⑤ 事業内容 コールセンター事業、BPO事業

八戸市魚菜小売市場オープンについて

1 オープン日程

- (1) 竣工：令和4年11月10日(木)
- (2) プレオープン：11月28日(月)～30日(水)
- (3) オープン：12月1日(木)

2 オープニングセレモニーについて

- (1) 日 時 令和4年12月1日(木) 午前10時00分から
- (2) 場 所 八戸市魚菜小売市場前広場（オープンスペース）
※オープニングセレモニーに引き続き、陸奥湊駅通り地区まちづくり協議会及びみちのくみなと未来(株)による地域振興イベントを開催予定。

3 売場の使用者について

売場25区画に対して、18件の申請があり、22区画入居予定。(令和4年10月17日現在)
売場3区画について使用者募集継続中。

懲戒処分（人身事故）の報告について

下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

1 被処分者 交通部 会計年度任用職員 67歳 男性

2 処分内容 懲戒処分 戒告

3 処分年月日 令和4年9月30日

4 事実の概要

当該職員は、令和4年9月13日午後2時45分頃、旭ヶ丘営業所発八日町行きの市営バスを運行中、終点の八日町バス停で乗客が降車した際、他に乗客はいないものと思い込み、回送車として発車したところ、降車しようとして車内を移動していた乗客1名を転倒させ、骨折の重傷を負わせたものであります。

このことは、安全運転を使命とする市営バスの乗務員としての義務に違反した行為であるとともに、運転を業務とする者としての意識に欠けた行為であり、今後このようなことのないよう、強く自覚と反省を求めるため戒告処分としたものであります。

5 今後の対応

「安全安心」をモットーとする市営バスといたしましては、今後とも、更に一層の運行の安全と乗客の安全を確保するとともに、市民の模範となる安全運転に徹し、職員一丸となって信頼回復に向けて取り組んでまいります。